

奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十二号

奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十七条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む」に改める。

第二十五条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十五条の二 療養介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続

計画の変更を行うものとする。

第二十七条第二項中「療養介護事業者は、」の下に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第二十七条に次の一項を加える。

3 療養介護事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

第二十八条第四項を次のように改める。

4 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 第三十二条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十二条の二 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的
実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十五条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所
に新たに雇用された障害者が指定就労定着支援（奈良県指定障害福祉サービスの事業
等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三
十七号）第九十四条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用
を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着
支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第九十四条の三第一項に
規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければ
ならない。

第四十九条第二項中「生活介護事業者は、」の下に「当該」を加え、「必要な措置を
講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の
各号を加える。

一 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための
対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的
に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための
指針を整備すること。

三 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延
の防止のための研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的に
実施すること。

第四十九条に次の一項を加える。

3 生活介護事業者は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努め
なければならない。

第五十一条、第五十六条及び第六十一条中「（第三項）」を「（第四項）」に改める。

第六十四条中第六項を削り、第七項を第六項とする。

第六十五条第二項中「第五項まで及び第七項」を「第六項まで」に改める。

第六十八条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第七十条中「(第三項)」を「(第四項)」に改める。

第七十二条の二の次に次の一条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第七十二条の三 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として障害福祉サービス基準第七十二条の三に規定する厚生労働大臣が定める事項について、同条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第八十三条に次の一項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第八十五条及び第八十八条中「(第三項)」を「(第四項)」に改める。

第九十条第一項中「及び第六項」を削り、同条第二項中「第七項」を「第六項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和四年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(以下「新条例」という。)第三条第三項、第二十八条第四項(新条例第五十一条、第五十六条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、及び第三十二条の二(新条例第五十一条、第五十六条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよ

う努めなければ」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第二十五条の二（新条例第五十一条、第五十六条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第二十五条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第二十七条第二項及び第四十九条第二項（新条例第五十六条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。